(b)　輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であって両締約者の領域の外に所在するものによる民間航空製品（民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラを除く。）の製造

(c)　輸出締約者の単独の製造認定書の保有者であって両締約者の領域の外に所在するものによる航空機用発動機及び航空機用プロペラの製造。ただし、両技術機関による個別の再検討の対象となることを条件とする。

第二十一条　製造認定書の対象の拡大及び単独の製造認定書

1　輸出締約者の権限のある当局が当該輸出締約者の領域に主として所在する製造者に交付し、かつ、前条1の規定に従って承認される製造認定書は、輸入締約者又は第三国の領域に所在する当該製造者の製造現場及び製造施設（当該製造現場及び製造施設の法的地位並びに当該製造現場及び製造施設において製造される民間航空製品の種類のいかんを問わない。）を含めるために対象を拡大することができる。この場合において、当該輸出締約者の権限のある当局は、当該製造現場及び製造施設の監督について引き続き責任を負うものとし、また、当該輸入締約者の権限のある当局は、同一の民間航空製品について当該製造現場及び製造施設に対して自己の製造認定書を交付しない。

2　一方の締約者の権限のある当局が他方の締約者の領域に所在する製造者に交付する単独の製造認定書であってこの協定の署名の時に有効なものは、両技術機関が個別に再検討する。当該単独の製造認定書については、その保有者と協議の上、合理的な期間内に終了させることができる。

第二十二条　製造認定書の保有者と設計証明書の保有者との間の連携

1　両締約者の権限のある当局は、民間航空製品に対する製造認定書の保有者が一方の締約者の権限のある当局による規制の下にあり、かつ、当該民間航空製品に対する設計証明書の保有者が他方の締約者の権限のある当局による規制の下にある場合には、当該製造認定書の保有者と当該設計証明書の保有者との間の連携の管理についての各締約者の責任を定義するための手続を定める。

2　両締約者の権限のある当局は、この附属書の枠組みにおける民間航空製品の輸出について、設計証明書の保有者と製造認定書の保有者とが同一の事業体でない場合には、当該設計証明書の保有者が設計と製造との間の十分な調整及び当該民間航空製品の継続的な耐空性のための適切な支援を確保するために当該製造認定書の保有者との間で適切な取決めを行うことを確保する。

第二十三条　製造認定書の重複の回避

輸入締約者の権限のある当局は、輸出締約者の権限のある当局が交付した製造認定書に既に含まれる民間航空製品を自己の製造認定書が対象とすることとなる場合には、両技術機関が別段の決定を行うときを除くほか、輸出締約者の製造認定書の保有者に対して製造認定書を交付しない。

第F節　輸出証明書

第二十四条　範囲

この附属書は、技術実施手続に定めるところにより、この附属書の対象となる次の輸出証明書を取り扱う。

(a)　新造及び中古の航空機に対する輸出耐空証明書

(b)　新造の民間航空製品（航空機を除く。）に対する出荷許可証明書

第二十五条　輸出証明書の交付

1　輸出締約者の権限のある当局は、新造の航空機に対する輸出耐空証明書又は新造の民間航空製品（航空機を除く。）に対する出荷許可証明書を交付する場合には、これらの民間航空製品が次の要件を満たすことを確保する。

(a)　この附属書及び技術実施手続に従って輸入締約者が自動的に受け入れ、若しくは認証し、又は証明した設計に適合すること。

(b)　安全に運用することができる状態であること。

(c)　輸入締約者が通報した全ての追加的な要件を満たすこと。

(d)　民間航空機、航空機用発動機及び航空機用プロペラについては、輸入締約者が通報した関係する継続的な耐空性に関する義務的通知（当該輸入締約者の耐空性に関する命令を含む。）に適合すること。

2　輸出締約者の権限のある当局は、当該輸出締約者において登録された中古の航空機に対して輸出耐空証明書を交付する場合には、1(a)から(d)までに定める要件に加え、当該航空機がその運用期間を通じて、当該輸出締約者が認定する手順及び方法を用いて適切に整備されていることを確保する。その整備は、航空日誌及び整備記録によって証明されるものとする。

第二十六条　新造の民間航空製品に対する輸出証明書の受入れ

1　輸入締約者の権限のある当局は、前節及び2の規定に従うことを条件として、この附属書及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約者の権限のある当局又は認定機関としての製造認定書の保有者が新造の民間航空製品に対して交付する輸出証明書を受け入れる。

2　輸入締約者の権限のある当局は、自己の民間航空の安全に関する規制上の制度の下で過去に受け入れたことがない民間航空製品の区分である場合には、この条の規定に従って当該民間航空製品に対する輸出証明書を受け入れる前に、技術実施手続に定めるところにより、前条1に定める要件が効果的に満たされていることを確認するために製造認定書の保有者の評価を行うことを決定することができる。当該輸入締約者は、当該評価を行う意図を有する場合には、輸出締約者に通報する。当該評価を良好に終了した製造認定書の保有者の一覧については、当該輸入締約者の技術機関の公の出版物において公表する。

第二十七条　中古の航空機に対する輸出耐空証明書の受入れ

1　輸入締約者の権限のある当局は、この附属書及び技術実施手続に定める条件に従い、輸出締約者の権限のある当局が中古の航空機に対して交付する輸出耐空証明書を受け入れる。ただし、当該航空機について、型式証明書又は限定型式証明書の保有者がその航空機型式の継続的な耐空性を裏付けるために存在する場合に限る。

2　輸出締約者の権限のある当局は、輸入締約者の権限のある当局が当該輸出締約者の製造に関する監督の下で製造された中古の航空機に対する輸出耐空証明書を1の規定に従って受け入れるため、要請に基づき、次のデータ及び情報の入手において当該輸入締約者の権限のある当局を支援する。

(a)　製造者から出荷された時の当該航空機の形態

(b)　当該航空機に対して行われた出荷後の変更及び修理であって、当該輸出締約者の権限のある当局が認定したもの

3　輸入締約者は、技術実施手続に定めるところにより、検査記録及び整備記録を要求することができる。

4　輸出が検討される中古の航空機の耐空性の状態を評価する過程において、輸出締約者の権限のある当局が第二十五条2並びにこの条の1及び2に定める全ての要件を満たすことができない場合には、当該輸出締約者の権限のある当局は、次の事項を行う。

(a)　輸入締約者の権限のある当局に通報すること。

(b)　技術実施手続に定めるところにより、両締約者の権限のある当局が関係する要件に対する例外を受け入れ、又は拒否することについて輸入締約者の権限のある当局と調整すること。

(c)　輸出の時に、受け入れられた例外に関する記録を保持すること。

第G節　権限のある当局の資格審査

第二十八条　適合性認定及び証明書の受入れのための資格要件

各締約者は、この附属書の実施のための系統立った及び効果的な証明及び監督に関する制度を維持する。当該制度には、次の事項を含む。

(a)　法的な及び規制上の枠組みであって、特に締約者の民間航空の安全に関する規制上の制度による規制の下にある事業体に対する規制上の権限を確保するもの